

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護給付費請求書等の保管について」

の一部改正について

計7枚（本紙を除く）

Vol.462

平成27年4月1日

厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164・3937・3949）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡

平成 27 年 4 月 1 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

老人保健課

「介護給付費請求書等の保管について」の一部改正について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 57 号）による介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成 12 年厚生省令第 20 号）の一部改正に伴い、「介護給付費請求書等の保管について」（平成 13 年 9 月 19 日付け厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課事務連絡）の一部を別紙のとおり改正し、本日（1①の改正については本年 8 月 1 日）から適用することとしましたので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）を始め、国民健康保険団体連合会、事業者等に周知をお願いいたします。

「介護給付費請求書の保管について」(平成13年9月19日付け厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課事務連絡)の
一部改正についての新旧対照表

改正前	改正後
1. 介護報酬の請求等の消滅時効について ① 介護報酬の請求 介護保険においては、事業者が受け取る介護報酬(9割分)は、被保険者を代理して受領するという構成とな っていることから、介護保険法第200条第1項の規定に より2年。 (参考) ・ 介護保険法第200条第1項 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を 徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受け る権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅す る。 (新設)	1. 介護報酬の請求等の消滅時効について ① 介護報酬の請求 介護保険においては、事業者が受け取る介護報酬(9 割分(介護保険法第49条の2又は第59条の2が適用され る場合にあつては、8割分))は、被保険者を代理して 受領するという構成となっていることから、介護保険法 第200条第1項の規定により2年。 (参考) ・ 介護保険法第200条第1項 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を 徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受け る権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅す る。 ② 介護予防・日常生活支援総合事業費の請求 介護予防・日常生活支援総合事業費は、市町村が実施 主体であることから、地方自治法第236条第1項の規定 により5年。 (参考)

② 過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求 過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。 （参考） ・ 地方自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に對する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。	・ 地方自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に對する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。 ③ 過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求 過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。 （参考） ・ 地方自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に對する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
③ 過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求 過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。 （参考） ・ 地方自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に對する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。	・ 地方自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に對する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。 ④ 過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求 過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。 （参考） ・ 地方自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に對する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

消滅時効は、徴収金としての性格を帯びることから、介護 保険法第200条第1項の規定により2年。 2. (略) 3. (略)	消滅時効は、徴収金としての性格を帯びることから、介護 保険法第200条第1項の規定により2年。 2. (略) 3. (略)
--	--

(改正後全文)

事 務 連 絡

平成 13 年 9 月 19 日

都道府県介護保険主管課 殿

厚生労働省老健局介護保険課

老人保健課

介護給付費請求書等の保管について

介護給付費の請求方法については、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成 12 年厚生省令第 20 号）に基づき、伝送、磁気媒体及び紙により事業者から請求されているが、これら（以下「介護給付費請求書等」という。）の保管に関する基本的な考え方について次のとおり整理したので通知する。

なお、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険団体連合会への周知についても、よろしくお願いします。

1. 介護報酬の請求等の消滅時効について

① 介護報酬の請求

介護保険においては、事業者が受け取る介護報酬（9 割分（介護保険法第 49 条の 2 又は第 59 条の 2 が適用される場合にあっては、8 割分））は、被保険者を代理して受領するという構成となっていることから、介護保険法第 200 条第 1 項の規定により 2 年。

〈参考〉

・介護保険法第 200 条第 1 項

保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

② 介護予防・日常生活支援総合事業費の請求

介護予防・日常生活支援総合事業費は、市町村が実施主体であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年。

〈参考〉

・地方自治法第 236 条第 1 項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

③ 過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求

過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。

〈参考〉

・地方自治法第236条第1項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

④ 過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求

過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求の消滅時効は、徴収金としての性格を帯びることから、介護保険法第200条第1項の規定により2年。

2. 介護給付費請求書等の保管期限

保管期限については保険者の判断によるが、1. を踏まえれば最長5年間保管することが望ましいと考えられる。

3. 保管場所等に関する考え方

介護給付費請求書等については、本来、保険給付の支払に最終的な責任を有する保険者が保管することが基本と考えられる。

ただし、保険者に送ることが困難な伝送及び磁気媒体による介護給付費請求書等については、当分の間、国民健康保険団体連合会においては保管することはやむを得ないものと考えられる。なお、この場合における保管方法としては、審査支払処理のために格納したデータを保管することとし、磁気媒体については支払終了後、データの漏洩を防止するためデータ抹消等の措置を講じた上で廃棄すべ

きである。

また、紙による介護給付費請求書等について、現在、保険者に送付している国民健康保険団体連合会と自ら保管している国民健康保険団体連合会とがあると承知しているが、後者の場合であって、保険者にて保管することが困難であるときには、保険者と国民健康保険団体連合会とで協議し、保管場所を決定することは差し支えないものである。

事 務 連 絡

平成14年3月1日

都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局介護保険課

老人保健課

介護報酬の請求に係る消滅時効の起算日について

介護報酬の請求については、平成13年9月19日付事務連絡（「介護給付費請求書等の保管について」）において、2年の消滅時効である旨、通知したところである。

今般、その起算日について、以下のとおり整理したので、通知する。各都道府県におかれては、管内市町村や事業者等への周知徹底について、特段のご配慮をお願いしたい。

1. 事業者による介護報酬の請求（代理受領）の場合

介護報酬は、各月分について翌月10日までに請求し、審査後、その翌月末までに支払うこととなっているものであるから、国民健康保険における取扱いと同様、サービスを提供した日の属する月の翌々々の1日が時効の起算日となる。

（参考）

○介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令

（介護給付費等の請求日）

第3条 介護給付費等の請求は、各月分について翌月10日までに行わなければならない。

○国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則例（平成12年3月7日事務連絡）

第11条 支払確定額を決定したときは、請求の審査が終わった日の属する月の翌月末までに、指定金融機関に振込の依頼をし、指定居宅サービス事業者等に対し、支払いの手続きをとる。

2. 償還払いの場合

償還払い（高額介護サービス費を除く。）の場合には、代金を完済した日の翌日が起算日となる（なお、福祉用具購入・住宅改修については、平成13年5月28日全国介護保険担当課長会議において、この旨を示しているところである）。

また、高額介護サービス費は、月ごとに算定するものであることから、サービスを提供した日の属する月の翌月の1日が起算日となる。ただし、自己負担分をサービス提供月の翌月1日以降に支払った場合には、当該支払った日の翌日とすることが適当である。

(問) 平成12年4月サービス提供分に係る介護報酬は、事業者による請求(代理受領)の場合、平成14年6月末に消滅時効が成立することになるが、通常、請求から支払まで2か月近く要することから、平成14年6月中に請求した場合でも、支払が受けられないことになるのか。

(答) 地方自治法第236条第2項において、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利及び普通地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものの時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされている。

したがって、保険給付を受ける権利は、民法第147条に規定する時効の中断事由(承認等)に該当しない限り、2年を経過したときに時効により消滅することになり、御質問の平成12年4月サービス提供分に係る介護報酬を請求する権利は、平成14年6月末に時効により消滅することになる(介護保険法第200条)。

このため、各市町村(保険者)においては、時効により消滅した保険給付の請求を消滅時効成立後に受理し、審査・支払を行うことはできないことから、管内のサービス事業者等に対し、介護報酬の請求に係る時効の考え方(時効の期間、起算点等)の周知に努めていただきたい。

ただし、介護報酬の支払請求は、民法第153条に規定する「催告」に該当することから、御質問のように時効の成立前の平成14年6月中に請求がなされた場合には、報酬の支払は可能であると考えられる。

(参考) 民法第153条

催告ハ六ヵ月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ為メニスル呼出若クハ任意出頭、破産手続参加、差押、仮差押又ハ仮処分ヲ為スニ非サレハ時効中断ノ効カヲ生セス